

# 入札説明資料一覧

(自家用電気工作物の保安管理業務)

1 入札説明書 1部

2 入札説明書別紙

①-1 誓約書	1部
①-2 役員等名簿及び照会承諾書	1部
①-3 自己申告書	1部
② 紙入札方式参加申請書	1部
③-1 入札書（1部は再入札用）	2部
③-2 内訳書（1部は再入札用）	2部
④ 委任状	1部

3 仕様書 1部

4 契約書（案） 1部

熊本労働局

## 入札説明書

熊本労働局

熊本労働局所管の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この説明書の定めるところによる。

### 1 競争に付する事項

- (1) 調達件名 令和8年度 熊本労働局管内自家用電気工作物の保安管理業務委託
- (2) 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 実施場所 八代労働基準監督署ほか9か所
- (4) 仕様等 別添「仕様書」のとおり
- (5) 入札方法 入札書に記載する金額は、当該調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含めた総価を記載すること。  
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 2 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」でA、B、C又はD等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者とする。
- (4) 次の制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（労働者災害補償保険及び雇用保険については2保険年度）の保険料に滞納がないこと。  
厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険、雇用保険

- (5) 資格審査申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間に該当しない者であること。
- (8) 過去3年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、労働者派遣法などの労働に関する法令の違反で司法処分に付されるなどにより、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該業務遂行に支障をきたすと判断されるものでないこと。
- (9) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。
- (10) 入札参加者は、入札書の提出 (GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む) をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定) を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

### 3 事前審査

入札に参加するにあたっては次の書類を提出し、事前審査を受けること。

#### (1) 提出書類

- ① 直近2年間分の労働保険料を納付したことが確認できる書類（分割納付申請をしている場合は、納付期限が到達しているものから直近2年間分）

(例) 領収印のある領収証書の写し、又は労働局労働保険徴収室又は労働基準監督署より交付を受けた納付証明書の写し
- ② 厚生年金保険料及び全国健康保険協会管掌健康保険の適用事業所（法人事務所や5人以上の従業員がいる個人事業所など）においては、直近2年間について保険料を納付したことが確認できる書類

(例) 領収印のある領収済額通知書の写し、又は口座引き落としの場合は、年金事務所より交付を受けた納付証明書の写しなど
- ③ 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でA、B、C又はD等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であることが確認できる書類
- ④ 役員（事実上経営に参画しているものを含む）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行う恐れがある組織）又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者等に該当しない旨の誓約書（別紙①-1「誓約書」及び①-2「役員等名簿及び照会承諾書」）及び自己申告書（別紙①-3）
- ⑤紙入札により入札を行う場合には、別紙②「紙入札方式参加申請書」

(2) 提出期限

令和8年2月20日（金）正午

(3) 提出場所

〒860-8514 熊本市西区春日二丁目 10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階  
熊本労働局総務部総務課会計第一係 岩下 (電話 096-211-1701)

(4) 提出方法

①電子調達システムによる場合

本入札説明書3 (1) ①から④までの書類をスキャナ等で電子データ化したもの  
を、電子調達システムにより送信すること。

②紙入札による場合

本入札説明書3 (1) ①から⑤までの書類を、持参又は郵送すること。なお、郵  
送の際は書留郵便とすること（郵便事故については、当局は一切補償しないので  
予め了承すること。）。

(5) その他

当該提出書類に関し、支出負担行為担当官から説明を求められた場合には、これに応  
じなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

本件入札は、電子調達システムにより行う。ただし、紙による入札の参加を希望する  
場合には、別添「紙入札方式参加申請書」により令和8年2月20日（金）正午までに  
申し出を行った場合に限り、紙入札に替えることができる。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできな  
い。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和8年2月24日（火）午前9時30分

(期限内に電子調達システムに到達するよう送信することとし、別紙③-2  
「内訳書」についてはスキャナ等で電子データ化したものを添付すること。

なお、電子調達システムでは、通信状況により提出期限時間内に電子調達シ  
ステムに入札書が到達しない場合があるので、時間に余裕をもって手続きを  
行うこと。)

(2) 紙入札により入札を行う場合

① 入札書の受領期限

令和8年2月24日（火）午前9時30分

② 入札書の提出場所

上記3 (3) と同じ

### ③ 入札書の提出方法

入札書は別紙③-1 「入札書」 の様式にて作成し、別紙③-2 「内訳書」 を添付し入札書とホッチキス止めすること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

#### ア 直接提出する場合

直接に提出する場合は封筒に入れ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛と記載）及び「[令和8年度 熊本労働局管内自家用電気工作物の保安管理業務委託]の入札書在中」と朱書きすること。

再度入札書及び再度入札の入札金額内訳書については別の封筒に入れ、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛）及び「[令和8年度 熊本労働局管内自家用電気工作物の保安管理業務委託]の再度入札書在中」と朱書きし、入札書の提出と併せて提出すること。

#### イ 郵便で提出する場合

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒で、表封筒に「[令和8年度 熊本労働局管内自家用電気工作物の保安管理業務委託]の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、受領期限までに提出場所に到着するよう送付しなければならない。

### （3）代理人による入札

① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

各種証明の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、開札時までに別紙④「委任状」の様式による代理委任状を提出しなければならない。

③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

### （4）入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 1者で2通以上の入札をしたもの
- ④ 記名を欠く入札

- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ その他入札に関する条件に違反した入札
- ⑦ 上記 3 (1) ④の誓約書等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

#### (5) 入札の延期等

入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

### 5 開札

#### (1) 開札の日時及び場所

**令和8年2月24日(火) 午前9時31分**

〒860-8514 熊本市西区春日二丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟9階  
熊本労働局総務部総務課小会議室

#### (2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

#### (3) 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

#### (4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再入札は、1回までとする。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

### 6 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

#### (1) 本入札説明書3に従い書類・資料を提出し、本入札説明書2の競争参加資格及び仕

様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。
- ① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合。
  - ② その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不適当であると認められる場合。
- (3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者またはその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知するものとする。

## 7 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。

## 8 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書の提出等
- 電子入札で落札に至った事業者との契約は、格別の事情がない限り電子契約で行うこととし、令和 8 年 4 月 1 日付けで契約書を取り交わすものとする。ただし、契約締結日までに令和 8 年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- 落札者は、支出負担行為担当官等から交付された契約書に電子署名又は記名押印し、遅滞なく支出負担行為担当官等に提出すること。
- (3) 疑義照会
- 仕様書等について疑義がある場合は、令和 8 年 2 月 20 日（金）正午までに上記 3 (3) 宛に照会すること。
- (4) 電子調達システムについての問い合わせ先

電子調達システムの障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)  
03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)
- ・ ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記3（3）まで連絡すること。

#### （5）留意事項

担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得る。

## 誓 約 書

私 /  当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所  
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

## 役員等名簿及び照会承諾書

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本労働局が締結する契約等から暴力団等排除に関する誓約書に定める項目のいずれかに該当するか否かに  
関し、熊本県警察本部に照会することを承諾します。

## 自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去3年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、労働者派遣法などの労働に関する法令の違反で司法処分に付されるなどにより、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該業務遂行に支障をきたすと判断されるものでないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 殿

## 紙入札方式参加申請書

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用した入札に参加できないため、紙入札方式にて参加いたします。

記

### 1. 入札案件名

令和8年度熊本労働局管内自家用電気工作物の保安管理業務委託

### 2. 電子調達システムでの参加ができない理由

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 殿

## 入札書

## 1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 入札件名 令和8年度熊本労働局管内自家用電気工作物の保安管理業務委託

3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告書、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

## 《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

## 入札書【再度入札用】

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 入札件名 令和8年度熊本労働局管内自家用電気工作物の保安管理業務委託

3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告書、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

## 《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

## 委 任 状

今般、都合により ..... を代理人と定め、  
次の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

入札件名:令和8年度熊本労働局管内自家用電気工作物の保安管理業務委託

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 殿

- ㊟ 代理人をもって入札するときは、必ず提出すること。

## 令和8年度 熊本労働局管内自家用電気工作物の保安管理業務 内訳書

事業場名	所在地	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3	年間額 (税抜・円)	1請求あたり金額 (税込・円)	
														年間額 (税込・円)	※支払方法3か月一括	
八代労働基準監督署	熊本県八代市大手町2丁目3-11	税抜														
		税込														
菊池労働基準監督署	熊本県菊池市大麻寺236-4	税抜														
		税込														
熊本公共職業安定所	熊本県中央区大江6丁目1-38	税抜														
		税込														
熊本公共職業安定所 上益城出張所	熊本県上益城郡御船町辺田見395	税抜														
		税込														
八代公共職業安定所	熊本県八代市清水町1-34	税抜														
		税込														
玉名公共職業安定所	熊本県玉名市中1334-2	税抜														
		税込														
宇城公共職業安定所	熊本県宇城市松橋町松橋266	税抜														
		税込														
人吉労働総合庁舎	熊本県人吉市下薩摩瀬町1602-1	税抜														
		税込														
天草労働総合庁舎	熊本県天草市丸尾町16-48	税抜														
		税込														
阿蘇公共職業安定所	熊本県阿蘇市一の宮町宮地2318-3	税抜														
		税込														
														年間額10か所合計(税抜・円/入札額)		
														年間額10か所合計(税込・円)		

支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長 殿

商号又は名称

代表者職氏名

# 令和8年度 熊本労働局管内自家用電気工作物の保安管理業務委託仕様書

## 1 目的

電気事業法に基づき、熊本労働局管内の自家用電気工作物に該当する施設の保安管理業務を行うこと。

## 2 施設の名称・所在地及び設備内容

施設名称	住 所	受電設備			非常用発電機			小出力発電設備	
		電力	容量	電圧	電力	容量	電圧	電力	電圧
八代労働基準監督署	八代市大手町 2-3-11	90	125	6,600	—	—	—	—	—
菊池労働基準監督署	菊池市大琳寺 236-4	90	125	6,600	—	—	—	—	—
熊本公共職業安定所	熊本市中央区大江 6-1-38	220	350	6,600	80	100	220	—	—
熊本所上益城出張所	上益城郡御船町辺田見 395	61	80	6,600	—	—	—	—	—
八代公共職業安定所	八代市清水町 1-34	120	175	6,600	—	—	—	10	200
玉名公共職業安定所	玉名市中 1334-2	75	100	6,600	—	—	—	—	—
宇城公共職業安定所	宇城市松橋町松橋 266	61	80	6,600	—	—	—	—	—
人吉労働総合庁舎	人吉市下薩摩瀬町 1602-1	75	100	6,600	—	—	—	—	—
天草労働総合庁舎	天草市丸尾町 16-48	120	175	6,600	—	—	—	5.5	100
阿蘇公共職業安定所	阿蘇市一の宮町宮地 2318-3	78	105	6,600	—	—	—	—	—

\*電力 (kW) 容量 (kVA) 電圧 (V)

## 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

- ・月次点検 主として運転中の設備の点検 隔月1回
- ・年次点検 主として施設の運転中に行う（運転を停止して行う）  
精密な点検、測定及び試験 年1回

※無停電年次点検運用事業場に該当するため、3年に1回、停電点検を実施。詳細については、別紙のとおり。

- ・臨時点検（電気設備に異常があるとき） 必要の都度
- ・事故時の処置（応急措置、原因の探求、再発防止の指導） 必要の都度
- ・法令に基づく検査の立会い 必要の都度
- ・電気工作物の設置又は変更時の対応 必要の都度

（設計の審査、工事中の点検、竣工検査、法定届出書の作成）

## 5 請求及び支払について

請求は、四半期ごと（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）に行うこと。請求書の宛名は「官署支出官 熊本労働局長」とすること。

官署支出官は、適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

## 6 その他

- ・熊本公共職業安定所に係る委託費は、熊本障害者職業センターと合同で負担するため、別途協定書に基づき分担請求すること。
- ・入札に参加する者は、入札日の前までに上記の業務が可能である旨の確認を受けること。
- ・受託者は、本契約に関する次の書類を令和8年3月25日（水）迄に提出すること。

### ①保安業務担当者及び保安業務従事者の名簿

保安管理対象事業場毎の担当者の氏名、生年月日、電気主任技術者免状の種類及び番号、緊急時の連絡先を一覧にしたもの。様式は任意とする。

電気主任技術者免状については資格証の写しを添付すること。

なお、契約締結後、保安業務担当者等の変更があった際も、同様の内容について速やかに報告すること。

### ②年次点検計画表

保安管理対象事業場毎の年次点検の実施予定月、保安業務担当者の氏名を一覧にしたもの。

- ・業務にあたり、工事費等が発生する場合、受託者の負担とする。
- ・再委託については、契約書に記載のとおりとする。

## 停電点検年度別内訳

事業場名	所在地 (電話番号)	連絡責任者	令和7年度 年次点検	令和8年度 年次点検
八代労働基準監督署	熊本県八代市大手町2丁目3-11 (0965-32-3151)	監督課長	停電点検	無停電点検
菊池労働基準監督署	熊本県菊池市大琳寺236-4 (0968-25-3137)	業務課長	停電点検	無停電点検
熊本公共職業安定所	熊本県熊本市中央区大江6丁目1-38 (096-206-9441)	庶務課長	停電点検	無停電点検
熊本公共職業安定所 上益城出張所	熊本県上益城郡御船町辺田見395 (096-282-0077)	管理係長	停電点検	無停電点検
八代公共職業安定所	熊本県八代市清水町1-34 (0965-31-8609)	庶務課長	無停電点検	無停電点検
玉名公共職業安定所	熊本県玉名市中1334-2 (0968-72-8609)	庶務課長	無停電点検	停電点検
宇城公共職業安定所	熊本県宇城市松橋町松橋266 (0964-32-8609)	管理課長	停電点検	無停電点検
人吉労働総合庁舎	熊本県人吉市下薩摩瀬町1602-1 (0966-24-8609)	管理課長	無停電点検	無停電点検
天草労働総合庁舎	熊本県天草市丸尾町16-48 (0969-22-8609)	管理課長	無停電点検	停電点検
阿蘇公共職業安定所	熊本県阿蘇市一の宮町宮地2318-3 (0967-22-8609)	管理課長	停電点検	無停電点検

※工事等に伴い、停電点検も同時に行うことがあるため、変更の可能性あり。会計2係の国有財産担当と連携すること。

※設備に不良指摘があれば、無停電点検の年でも停電点検実施の可能性もあり。

# 自家用電気工作物の保安管理業務委託契約書（案）

## 絶縁常時監視装置設置事業場・無停電年次点検運用事業場

支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長 ○○○○（以下「甲」という）と ○○○○○ ○○○○○○（以下「乙」という）は、甲の保安規定に基づき、甲の設置する自家用電気工作物の保安管理業務委託について、次のとおり契約を締結する。

第1条 契約の対象		お客様番号	別紙「契約内訳表」のとおり
事業場名	別紙「契約内訳表」のとおり		
所在地	別紙「契約内訳表」のとおり		
連絡責任者	別紙「契約内訳表」のとおり	発電所担当者	—
最大電力			別紙 kW
需要設備	受電電圧 別紙 V	受電電力 別紙 kW	設備容量 別紙 k VA
発電所	定格電圧 — V	定格出力 — kW	定格容量 — k VA
非常用予備発電装置	定格電圧 別紙 V	定格出力 別紙 kW	定格容量 別紙 k VA
小出力発電設備	定格電圧 別紙 V	定格出力 別紙 kW	定格容量 別紙 k VA
配電線路	電圧 — V	亘長 — m	電源供給器設数 —
絶縁常時監視装置設置	有	無停電年次点検運用	有
		デマンド監視装置設置	無

## 第2条 業務の範囲

保安管理業務は、保安規程に基づき、当該電気工作物について、次の各号にかかる業務を行うものとする。

- (1) 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、保安規程のとおり）を行い、経済産業省令で定める技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を甲に指示又は助言を行うこと。
- (2) 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を甲又はその従業員から受けた場合、乙は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、乙は、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行うこと。事故・故障の原因が判明した場合、乙は、同様の事故・故障を再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこと。また、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合、乙は、甲に対し、事故報告するように指示を行うこと。
- (3) 法令に基づく立入検査の立会いを行うこと。
- (4) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設計の審査、法令に基づく工事期間中の点検、竣工検査を実施し必要な助言、報告を行うこと。
- (5) 自家用電気工作物の設置又は変更若しくは事故報告等、九州産業保安監督部長に対し申請書又は届出書若しくは報告書等の提出を必要とする場合における書類又は図面の作成及び手続の協力助言を行うこと。
- (6) 保安管理業務の実施にあたり、甲及びその従事者に日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、乙は点検を行うこと。
- (7) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうか確認を行い、その結果について甲に報告すること。

## 第3条 点検の頻度

- (1) 月次点検 隔月1回 別紙「契約内訳表」のとおり
- (2) 年次点検 毎年1回 別紙「契約内訳表」のとおり  
年次点検A 主として施設の運転中に行う精密な点検、測定及び試験  
年次点検B 主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験  
(年次点検Bを実施した年度から起算して3年以内に次回の年次点検Bを実施するものとする。)  
この場合、原則として月次点検も併せて行うものとする。
- (3) 臨時点検 必要の都度  
上記の月次点検、年次点検及び臨時点検業務は、原則として乙の所定就業時間内に、[別記] 保安管理業務の細目及び基準に定めるところにより実施する。
- (4) 工事期間中 毎週1回

## 第4条 監督

甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

## 第5条 検査

- 乙は、全ての業務が終了したときは、甲の指定する検査職員に通知し、立会いの上、検査を受けなければならぬ。
- 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
- 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

## 第6条 委託手数料

### 1 定例手数料

- 手数料は、次のとおりとする。

支払い方法	3か月分一括払（4-6月、7-9月、10-12月、1-3月）	
1か月当たりの手数料	別紙のとおり	円
1請求当たりの手数料	別紙のとおり	円

消費税法及び地方税法に基づく税額は、別途加算するものとする。

- 年次点検を乙の所定就業時間外に行う場合の割増手数料は、契約金額に含むものとする。

- 払込方法は、次によるものとする。

支払い期限までに甲は乙の預金口座に振り込み（振込）

- 支払い期日は、次によるものとする。

請求を受けた日から30日以内に料金を支払うものとする。

ただし、口座振替日及び支払い期日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日とする。

### 2 定例外手数料

第2条（業務の範囲）において、定例手数料に含まれない次の業務の手数料を定例外手数料といい、実施の都度、甲は乙に別に定める手数料を支払うものとする。

- 自家用電気工作物の設置又は変更について、設計の審査、竣工検査及び九州産業保安監督部長への提出書類、図面等の作成並びに手続きの協力。

- 工事期間中の点検のうち、週1回を超過した場合並びに工事期間が1か月を超過した場合。

- 甲の要請によるその他保安に関する業務。

## 第7条 委託手数料の遅延利息

- 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条第1項第4号に定める期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率に定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

## 第8条 絶縁常時監視装置等を設置する場合の取扱い

〔別記〕絶縁常時監視装置等を設置する場合の取扱いによるものとする。

## 第9条 連絡責任者等の選任及び立会

- 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 甲は、日常における発電設備の起動・停止操作等が円滑に行い得る発電所担当者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 甲は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとする。
- 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち会わせるものとする。
- 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものあてるものとする。

## 第10条 甲乙相互の協力、義務及び通知

- 甲は乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項について、乙の意見を尊重するものとする。
- 乙は保安管理業務を誠実に行うものとする。
- 甲乙相互は次に掲げる場合は、速やかに通知し合うものとする。
  - 甲は電気事故その他甲の設置する電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合
  - 絶縁常時監視装置等が警報を発した場合
  - 甲の電気工作物の設置又は変更工事の予定

- (4)甲が連絡責任者・発電所担当者及び代務者を決定又は変更する場合
- (5)甲が代表者を変更した場合及び相続等により、契約に基づく権利義務の承継があった場合
- (6)甲又は甲の事業場の名称及び所在地の変更があった場合
- (7)乙は乙の所定就業時間内及び時間外における甲から乙への連絡方法
- (8)その他必要な事項

## 第11条 危険物の通知

甲は爆発性、可燃性及びその他の危険物質等を発生し、貯蔵し、又は取扱う場所並びに設備がある場合、若しくはこれを変更する場合は、その危険の範囲等を速やかに乙に通知するものとする。

## 第12条 保安業務担当者の資格等

- 1 乙は保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」といいます。）には、電気事業法施行規則に適合するものをあてるものとする。
- 2 甲は、乙の保安業務担当者が事業場において保安管理業務を行う際に面接等を行い、その者が委託契約書等に明記された本人であることを確認することとする。保安業務担当者は、その身分を提示する身分証明書により保安業務担当者であることを明らかにすることとする。ただし、緊急な場合を除くものとする。
- 3 乙の保安業務担当者は、甲の保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施するものとする。
- 4 乙の保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 5 乙は前各項で定める保安業務担当者及び保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事務所への連絡方法とともに、書面をもって甲に通知するものとし、甲は面接等により本人の確認を行うこととする。なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。

## 第13条 記録の保存

乙が実施した保安管理業務終了後には結果を甲に報告するとともに、その実施者名及び報告、助言した事項等の記録は、甲乙確認のうえ、双方において3年間保存するものとする。

## 第14条 再委託

- 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）。
- 2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならぬ。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

## 第15条 再委託先の変更

乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

## 第16条 履行体制

- 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。
  - (1)受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
  - (2)事業参加者の住所の変更のみの場合。
  - (3)契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

## 第17条 契約の変更

- 1 甲又は乙が次の事項を変更しようとするときは、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。
  - (1) 需要設備の設備容量、受電電圧
  - (2) 発電所の発電機定格容量（出力）、発電機定格電圧
  - (3) 非常用予備発電装置の発電機定格容量（出力）、発電機定格電圧
  - (4) 配電線路の電圧、線路亘長、電源供給器施設数
  - (5) 甲の保安規程
  - (6) 乙の保安業務受託規程又は保安業務手数料細則等
- 2 その他の理由によりこの契約を変更しようとするときは、甲乙協議のうえ、契約期間内でも更改することができる。

きるものとする。

## 第18条 契約の消滅

契約は次の場合には消滅するものとする。

- (1) 契約の解除
- (2) 契約の失効
- (3) 契約の期間の満了

## 第19条 契約の解除

次のいずれかに該当する場合には、甲・乙はこの契約を解除することができるものとする。

- (1) 甲又は乙のいずれか一方が、この契約に違反した場合
- (2) 乙が契約を履行できなくなったと認められるとき。
- (3) 乙がこの契約の履行について不正の行為をしたとき。
- (4) 甲が手数料の支払いを遅滞した場合

2 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

## 第20条 契約の解除に係る違約金

乙は、前条の規定により契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として支払うものとする。

## 第21条 損害賠償

乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 契約に基づき甲乙協議決定した事項若しくは乙が報告又は助言した事項について甲がその実施を怠り、これにより損害が生じた場合
  - (2) 甲が法令又は契約に違反し、これにより損害が生じた場合
  - (3) 天災地変、自然劣化、原因不明等欠陥の発見が困難な場合及び甲が通知義務を怠った場合など、乙の責めとなる事由により損害が生じた場合
- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があつた日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

## 第22条 談合等の不正行為に係る解除

甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
  - (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
  - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
  - (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

## 第23条 談合等の不正行為に係る違約金

乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわ

らず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならぬ。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
  - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

## 第24条 違約金に関する遅延利息

乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならぬ。

## 第25条 契約の失効

甲の自家用電気工作物がいずれかに該当する場合には、この契約は効力を失うものとする。

- (1) 廃止された場合
- (2) 電気事業法施行規則第52条第2項の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が、7,000ボルト超過となった場合
- (5) 発電所出力が、2,000キロワット以上となった場合
- (6) 火力、水力、風力、太陽電池を除く発電所出力が、1,000キロワット以上となった場合
- (7) 配電線路の電圧が、600ボルト超過となった場合

## 第26条 権利義務の譲渡等

乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は委託してはならない。

ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることになったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

## 第27条 属性用件に基づく契約解除

甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## 第28条 行為要件に基づく契約解除

甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

## 第 29 条 表明確約

- 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

## 第 30 条 下請負契約等に関する契約解除

- 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

## 第 31 条 契約解除に基づく損害賠償

- 甲は、第 27 条、第 28 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第 27 条、第 28 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

## 第 32 条 不当介入に関する通報・報告

- 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否せるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

## 第 33 条 厚生労働省所管法令違反に係る報告

- 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

## 第 34 条 秘密の保持

- 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

## 第 35 条 個人情報について

- この契約において取得した個人情報は、甲の委託を受けて行う自家用電気工作物の保安管理業務に関する業務以外には利用しないものとする。

## 第 36 条 契約の期間

- この契約の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

## 第 37 条 紛争又は疑義の解決方法

- この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。
- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第 38 条 存続条項

- 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 7 条、第 9 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 31 条、第 34 条、第 37 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和8年 4月 1日

委託者（甲） 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階  
支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長 ○○ ○○ 印

受託者（乙） ○○○○○○○○○○○○  
○○○○○ ○○○○○○○○○  
○○ ○○ ○○ 印

## [別 記]

### 1 保安管理業務の細目及び基準

- (1) 電気工作物の点検、測定及び試験は原則として、甲の保安規程の「別紙」点検、測定及び試験の基準によるものとする。
- a 月次点検 主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験
  - b 年次点検 主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験  
年次点検 A は、乙が定める「無停電年次点検実施要領」に基づき実施するものとする。
  - c 臨時点検 異常が発生した場合等、必要に応じて行う点検、測定及び試験
- (2) 乙に委託する保安管理業務のうち、次に掲げるいずれかに該当する電気工作物については、甲は乙の監督の下、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行い、乙はその記録を確認するものとする。これに関し、甲の求めに応じ乙は助言を行うこととする。このほか、乙は当該電気工作物の保安について、甲に対し助言ができるものとする。
- a 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物(次のア.からオ.までのいずれかに該当する自家用電気工作物)
    - ア. 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
    - イ. 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付をうけている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
    - ウ. 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
    - エ. 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機械群等)
    - オ. 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)
  - b 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な自家用電気工作物(次のア.からオ.までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物)
    - ア. 立入危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等)
    - イ. 情報管理のため立入が制限される場所(機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等)
    - ウ. 衛星管理のため立入が制限される場所(手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等)
    - エ. 機密管理のため立入が制限される場所(独居房等)
    - オ. 立入に専門家による特殊な作業を要する場所(密閉場所等)
  - c 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
  - d 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

### 2 絶縁常時監視装置等を設置する場合の取扱い

- (1) 甲の低圧電気工作物の絶縁状態を監視する装置は、乙が設置するものとする。
- (2) 甲は絶縁常時監視装置等を設置する場所の提供、電灯・電話配線など既存の施設利用について便宜を供するものとする。
- (3) 絶縁常時監視装置等及び設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとする。
- (4) 絶縁常時監視装置等の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものし、甲は装置を無断で移設・取外し・修理などを行わないものとする。
- (5) 乙は、絶縁常時監視装置等の設定値の確認及び試験鉤による検知動作、及び甲からの警報を乙に自動伝送する場合の伝送試験を月次点検時に行い、設定値における誤差の試験を年次点検時に行うものとする。
- (6) 乙は、甲から次に掲げる絶縁常時監視装置の警報を受信した場合は、甲に連絡し電気工作物の異常の有無を確認するとともに警報発生の原因を調査し適切な措置を行うものとする。
- a 自動転送によるもの
    - (1) 警戒警報  
警報動作電流(50mA)以上の漏えい電流が1分以上継続し、1時間に3回以上発生した場合の警報
    - (2) 警戒継続警報  
警報動作電流(50mA)以上の漏えい電流が5分以上継続した場合の警報
  - (7) 乙は、絶縁常時監視装置の警報の受信記録を3年間保存するものとする。
  - (8) 乙は、この契約が失効した場合は、絶縁常時監視装置等を撤去するものとする。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

名称

代表者職氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

名称

代表者職氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

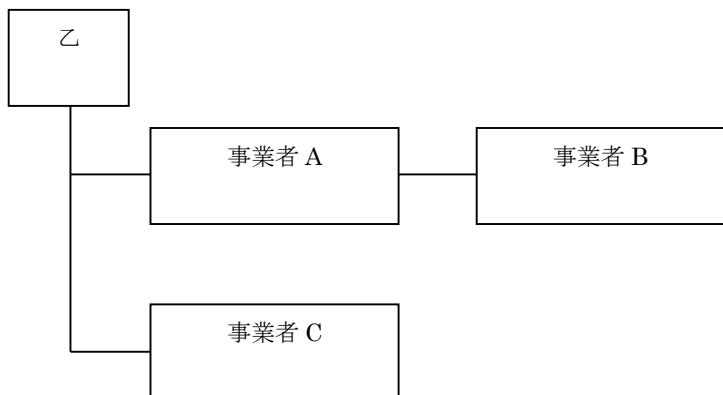
## 履行体制図

## 【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

## 【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	熊本市〇〇区…	〇〇円	
B			



(様式 3)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

名称

代表者職氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

1 契約件名

2 変更の内容

3 変更後の体制図

## 令和8年度熊本労働局管内自家用電気工作物保安管理業務 契約内訳表

事業場名	所在地 (電話番号)	連絡責任者	受電設備 (最大電力)			非常用予備発電装置			小出力発電設備 (太陽電池)		絶縁常時監視装置 (IT方式)	年次点検	点検頻度	月額手数料 (円)	1か月消費税 (円)	1か月合計 (円)	支払方法 (3ヶ月一括)	年間請求額 税込(円)
			電力(kW)	容量(kVA)	電圧(V)	出力(kW)	容量(KVA)	電圧(V)	出力(kW)	電圧(V)								
八代労働基準監督署	熊本県八代市大手町2丁目3-11 (0965-32-3151)	監督課長	90	125	6,600	—	—	—	—	—	有	無停電点検	隔月1回					
菊池労働基準監督署	熊本県菊池市大琳寺236-4 (0968-25-3137)	業務課長	90	125	6,600	—	—	—	—	—	有	無停電点検	隔月1回					
熊本公共職業安定所 ※1	熊本県熊本市中央区大江6丁目1-38 (096-206-9441)	庶務課長	220	350	6,600	80	100	220	—	—	有	無停電点検	隔月1回					
熊本公共職業安定所 上益城出張所	熊本県上益城郡御船町辺田見395 (096-282-0077)	管理係長	61	80	6,600	—	—	—	—	—	有	無停電点検	隔月1回					
八代公共職業安定所	熊本県八代市清水町1-34 (0965-31-8609)	庶務課長	120	175	6,600	—	—	—	10	200	有	無停電点検	隔月1回					
玉名公共職業安定所	熊本県玉名市中1334-2 (0968-72-8609)	庶務課長	75	100	6,600	—	—	—	—	—	有	停電点検	隔月1回					
宇城公共職業安定所	熊本県宇城市松橋町松橋266 (0964-32-8609)	管理課長	61	80	6,600	—	—	—	—	—	有	無停電点検	隔月1回					
人吉労働総合庁舎	熊本県人吉市下薩摩瀬町1602-1 (0966-24-8609)	管理課長	75	100	6,600	—	—	—	—	—	有	無停電点検	隔月1回					
天草労働総合庁舎	熊本県天草市丸尾町16-48 (0969-22-8609)	管理課長	120	175	6,600	—	—	—	5.5	100	有	停電点検	隔月1回					
阿蘇公共職業安定所	熊本県阿蘇市一の宮町宮地2318-3 (0967-22-8609)	管理課長	78	105	6,600	—	—	—	—	—	有	無停電点検	隔月1回					
														0	0	0	0	0

※1 熊本公共職業安定所に係る委託費については、別添の熊本労働局と熊本障害者職業センターとの協定書に基づき、双方の分担額をそれぞれに請求するものとする。